daiwabo

第116回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

場所

オービック御堂筋ビル２階
オービックホール
大阪市中央区平野町４丁目２番３号

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/3107/

目次

第116回定時株主総会
招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類
第1号議案 剰余金処分の件 …… 5
第2号議案 定款一部変更の件 …… 6
第3号議案 取締役8名選任の件 …… 9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件 …… 16

事業報告 …… 18
連結計算書類 …… 39
計算書類 …… 41
監査報告書 …… 43

議決権行使期限

インターネットまたは書面（郵送）による議決権行使期限
2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで
※機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会当日のお土産について

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

ダイワボウホールディングス株式会社

証券コード 3107

株主各位

(証券コード 3107)
2026年6月4日

大阪市北区中之島3丁目2番4号
ダイワボウホールディングス株式会社
代表取締役社長　西村幸浩

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。
本株主総会の招集に関しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://www.daiwabo-holdings.com/

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲ・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

株主総会資料　掲載ウェブサイト
https://d.sokai.jp/3107/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

【インターネットによる議決権行使の場合】
当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
【書面（郵送）による議決権行使の場合】
議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

❶ 日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

❷ 場　　所　大阪市中央区平野町４丁目２番３号
オービック御堂筋ビル２階　オービックホール
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

❸ 目的事項　**報告事項**　１．第115期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件
２．会計監査人および監査役会の第115期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項　第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役８名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

❹ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

⑴　書面（郵送）により議決権を行使された議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

⑵　インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

⑶　インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

⑷　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

⑸　議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
　①　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
　②　計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

事前の議決権行使

インターネットによる議決権行使

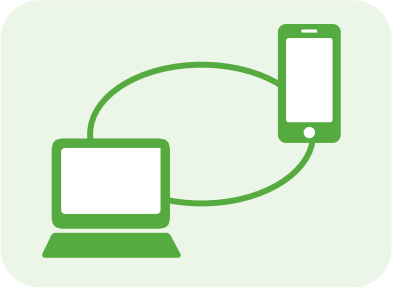

行使期限

2026年６月25日（木曜日）
午後５時30分受付分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

書面（郵送）による議決権行使

行使期限

2026年６月25日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

当日のご出席

ご出席による議決権行使

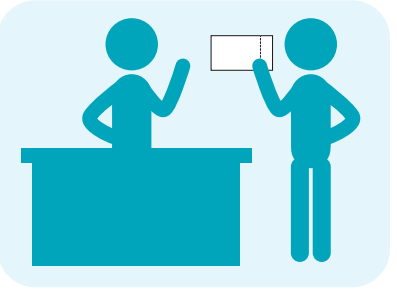

開催日時

2026年６月26日（金曜日）
午前10時

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

機関投資家の皆様へ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

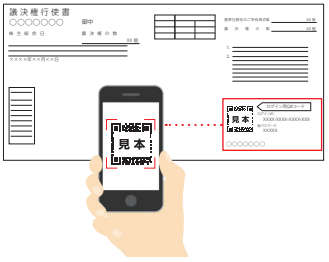

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

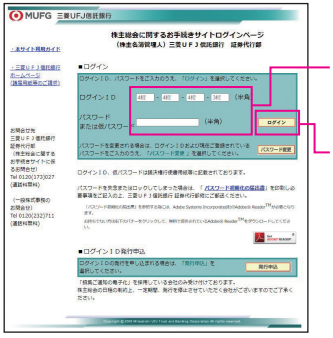

3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、利益配当を経営の重要課題として位置づけており、業績に応じて内部留保資金の確保を図りながら、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　金55円　総額4,795,504,615円

なお、中間配当金として１株につき金50円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金105円となります。

⑵　剰余金の配当が効力を生じる日

2026年６月29日

配当金の推移（単位：円）

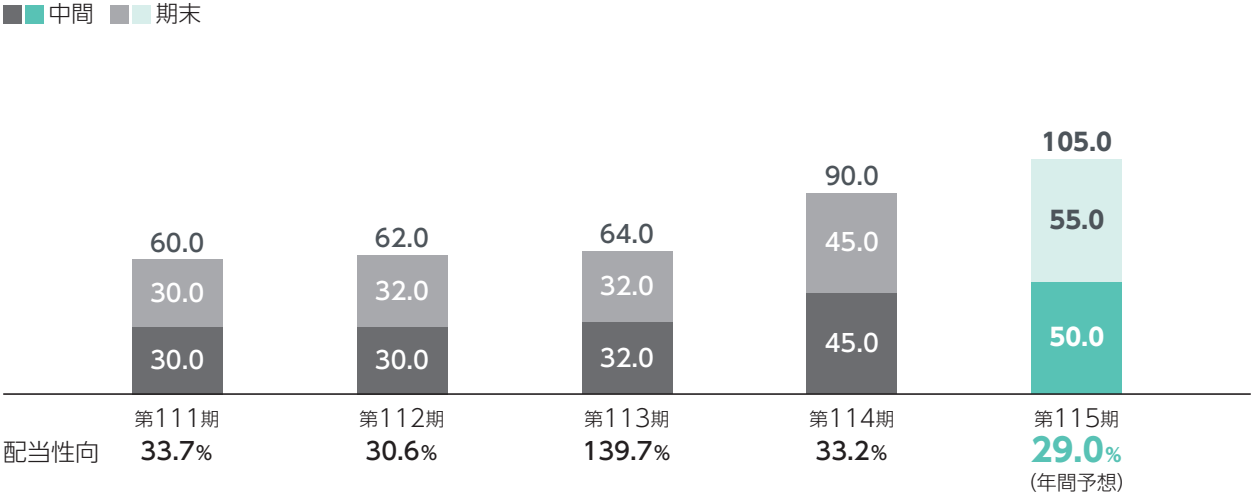

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴商号の変更

当社は、1941年に紡績業を主たる事業として発足し、繊維事業、産業機械事業、ITインフラ流通事業と業容を拡大してまいりました。2009年には、ホールディングス体制への移行とともに、商号を「ダイワボウホールディングス株式会社」へ変更し継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

その後、2024年に、事業ポートフォリオの検証に伴い、繊維事業の事業価値最大化を図るため、繊維事業を担う大和紡績のグループからの独立化を実行いたしました。これを機に、当社グループの新たな飛躍に向けて「ダイワボウホールディングス株式会社」から新商号「MUSUBITE株式会社」（発音：ムスビテ株式会社）に変更すべく、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。

⑵目的の変更

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を追加・削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2027年４月１日とし、効力発生日経過後にこれを削除するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条（商 号） 当会社は、ダイワボウホールディングス株式会社と称し、英文では、Daiwabo Holdings Co., Ltd.と表示する。	第１条（商 号） 当会社は、MUSUBITE株式会社と称し、英文では、MUSUBITE Inc.と表示する。
第２条（目 的） 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 （１）　各種の繊維工業品の製造、加工および販売	第２条（目 的） 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式もしくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 ＜　削　除　＞

現　行　定　款	変　更　案
（２）　電子機器、電気機器、通信機器およびその関連機器の販売、賃貸、保守、補修ならびにその周辺消耗品等の販売、情報処理関連中古機器・中古部品の購入、修理、販売業務	（１）　コンピュータ、周辺機器、電子機器、電気機器、通信機器およびその関連機器の販売、賃貸、保守、補修ならびにその周辺消耗品等の販売、情報処理関連中古機器・中古部品の購入、修理、販売業務
（３）　情報処理に関するシステムの開発および販売、情報処理サービスおよびデータ管理の受託ならびに電気通信事業法に基づく電気通信事業	（２）　コンピュータソフトウエア、情報処理に関するシステムの開発および販売、情報処理サービスおよびデータ管理の受託ならびに電気通信事業法に基づく電気通信事業
（４）　インターネット等の情報通信システムによる通信販売、電子商取引の仲介、電子商取引でする店舗の経営および情報提供サービス	（３）　（現行どおり）
（５）　各種機械・器具・装置の設計、製造、販売、設置、施工およびこれらの技術・情報の販売ならびに各種鋳造品・特殊鋼の製造、販売	（４）　（現行どおり）
（６）　医薬部外品・医療機器・医療用品・健康器具の製造および販売	（５）　（現行どおり）
（７）　合成樹脂およびその成型品ならびに化学工業品の製造、加工、販売	（６）　（現行どおり）
（８）　生化学品および食品の製造、加工、販売	＜　削　除　＞
（９）　土木・建築の設計、施工、監理、請負ならびに電気工事業、電気通信工事業	（７）　（現行どおり）
(10)　観光宿泊施設・飲食店・ゴルフ場・スポーツ施設・駐車場・ガソリンスタンドなどの経営ならびに不動産の売買、賃貸借および管理	（８）　ガソリンスタンド・駐車場などの経営ならびに不動産の売買、賃貸借および管理
(11)　有価証券の保有、運用、売買ならびに金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受に関する業務	（９）　（現行どおり）
(12)　集金・支払・計算事務代行業務	(10)　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
(13)　損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務	(11)　（現行どおり）
(14)　労働者派遣事業、採用・人事・教育・庶務等に関する業務の受託、コンピューター関連の教育業務および経営コンサルティング業務	(12)　労働者派遣事業、有料職業紹介事業、採用・人事・教育・庶務等に関する業務の受託、コンピュータ関連の教育業務および経営コンサルティング業務
(15)　各種印刷物・出版物の企画、編集、制作、発行および販売ならびにインターネットホームページの企画、制作	(13)　（現行どおり）
(16)　倉庫業および貨物運送取扱事業、貨物軽自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業ならびに梱包荷役作業、梱包材料の販売	(14)　倉庫業および貨物利用運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業ならびに梱包荷役作業、梱包材料の販売
＜　新　設　＞	(15)　産業廃棄物再生処理業
(17)　前各号に付帯または関連する事業	(16)　（現行どおり）
＜　新　設　＞	（附則） 第１条（商号および目的変更の時期） 　定款第１条および第２条の変更は、2027年４月１日に効力が生じるものとする。 ２　本条は、定款第１条および第２条の変更の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。

第３号議案　取締役８名選任の件

取締役８名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	性別	年齢 (在任期間)	当社における地位、担当
1	再任 にし むら ゆき ひろ 西 村 幸 浩	男性	64歳 (9年)	**代表取締役社長** ダイワボウ情報システム㈱ 監査役 ㈱オーエム製作所 監査役
2	再任 い がり つかさ 猪 狩 司	男性	62歳 (4年)	**専務取締役** 経営戦略担当 ダイワボウ情報システム㈱ 監査役 ㈱オーエム製作所 監査役
3	再任 やま した たか お 山 下 隆 生	男性	57歳 (2年)	**常務取締役** 経営管理担当 兼 ウェルビーイング推進室長 ダイワボウ情報システム㈱ 取締役 ㈱オーエム製作所 取締役
4	再任 社外 独立役員 よし まる ゆ き こ 吉 丸 由 紀 子	女性	66歳 (5年)	**取締役**
5	再任 社外 独立役員 ふじ き たか こ 藤 木 貴 子	女性	56歳 (5年)	**取締役**
6	再任 社外 独立役員 ほり てつ ろう 堀 哲 朗	男性	64歳 (3年)	**取締役**
7	再任 社外 独立役員 きし なみ 岸 波 み さ わ	女性	53歳 (2年)	**取締役**
8	再任 社外 独立役員 どう の しげる 堂 埜 茂	男性	63歳 (1年)	**取締役**

候補者番号 1

西村 幸浩（にしむら ゆきひろ）

再任

1961年６月14日生　64歳

所有する当社株式の数　33,300株
在任期間　９年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1985年４月　ダイワボウ情報システム㈱入社
2006年６月　同社取締役
2012年４月　同社常務取締役
2012年６月　当社常務執行役員
2017年６月　当社取締役常務執行役員 グループ本社担当
　　ダイワボウ情報システム㈱ 取締役
2018年６月　当社取締役専務執行役員
2020年４月　当社代表取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム㈱ 監査役
㈱オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

入社以来、主にＩＴインフラ流通事業の業務に携わるなど豊富な業務経験を有し、2017年から当社の取締役常務執行役員、2018年からは当社の取締役専務執行役員、2020年からは当社の代表取締役社長を務めており、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2

猪狩 司（いがり つかさ）

再任

1964年１月22日生　62歳

所有する当社株式の数　8,667株
在任期間　４年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1994年11月　ダイワボウ情報システム㈱入社
2006年４月　同社東日本営業部長
2009年４月　同社販売推進部長 兼 マーケティング部長
2020年４月　当社財務管理室 主席部員
2020年10月　当社ＩＲ・広報室長
2021年６月　当社経営戦略副担当 兼 ＩＲ・広報室長
2022年４月　当社経営戦略副担当 兼 経営戦略室長
2022年６月　当社取締役 経営戦略担当 兼 経営戦略室長
2024年４月　当社常務取締役 経営戦略担当
2025年４月　当社専務取締役 経営戦略担当、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム㈱ 監査役
㈱オーエム製作所 監査役

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム㈱へ入社以来、営業部門、仕入部門、企画部門、物流部門における長年にわたる業務経験と見識を有しております。2020年から当社のＩＲ・広報室長、2021年からは当社の経営戦略副担当、2022年６月からは当社の取締役経営戦略担当、2024年からは当社の常務取締役経営戦略担当、2025年からは当社の専務取締役経営戦略担当を務めており、経営全般および経営戦略の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3

やましたたかお
山下 隆生

再任

1968年 9 月 1 日生　57歳

所有する当社株式の数　14,925株
在任期間　2 年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1990年 3 月　ダイワボウ情報システム㈱入社
2016年 6 月　同社取締役 西日本営業本部副本部長
2016年 7 月　同社取締役 東日本営業本部長
2020年 4 月　同社取締役 首都圏営業本部長
2020年 6 月　同社常務取締役 首都圏営業本部長
2021年 4 月　同社常務取締役 販売推進本部長
2024年 4 月　同社常務取締役 販売推進部門統括
2024年 6 月　当社常務取締役 経営管理担当 兼 法務コンプライアンス室長
2025年 2 月　当社常務取締役 経営管理担当
2026年 1 月　当社常務取締役 経営管理担当 兼 ウェルビーイング推進室長、現在に至る

重要な兼職の状況

ダイワボウ情報システム㈱ 取締役
㈱オーエム製作所 取締役

取締役候補者とした理由

ダイワボウ情報システム㈱へ入社以来、長年にわたり営業部門および販売推進部門において、同社の事業を網羅できる豊富な業務経験を有しております。2016年から同社の取締役を務め、2024年からは当社の常務取締役経営管理担当を務めており、経営全般および経営管理の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 4

よしまるゆきこ
吉丸由紀子

再任　社外　独立役員

1960年 2 月 1 日生　66歳

所有する当社株式の数　4,400株
在任期間　5 年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1982年 4 月　沖電気工業㈱入社
1998年 4 月　Oki America Inc.取締役 兼 沖電気工業㈱ ニューヨーク事務所長
2004年10月　日産自動車㈱ ダイバーシティディベロップメントオフィス室長
2008年 4 月　㈱ニフコ入社
2011年 6 月　同社執行役員
2018年 4 月　積水ハウス㈱ 社外取締役、現在に至る
2019年 6 月　三井化学㈱ 社外取締役
2021年 6 月　当社社外取締役、現在に至る
2024年 6 月　㈱ニチレイ 社外取締役、現在に至る

重要な兼職の状況

積水ハウス㈱ 社外取締役
㈱ニチレイ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国内外の企業役員としての経験、人的資本経営・ダイバーシティ分野における知識・経験を有することに加えて、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社の持続的な企業価値向上に不可欠な、ガバナンス強化と人的資本経営・ダイバーシティ推進に向けて監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号 5

藤木 貴子（ふじき たかこ）

再任　社外　独立役員

1970年 1 月30日生　56歳

所有する当社株式の数　2,600株
在任期間　5年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1993年11月　インテル㈱入社
2005年10月　同社経営企画・ビジネスオペレーショングループ統括部長
2013年 1 月　同社執行役員 グローバル営業本部長
2019年 5 月　グーグル(同) 執行役員 ディレクター
2021年 6 月　当社社外取締役、現在に至る
2022年11月　グーグル(同) 上級執行役員 マネジングディレクター、現在に至る

重要な兼職の状況

グーグル(同) 上級執行役員 マネジングディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ＩＣＴ業界において世界的に大きな地位を占める企業における豊富な知識・経験を有し、培われた高い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に取締役会等にて当社主力のＩＴインフラ流通事業を中心としたグループの成長戦略や、グループ全体の経営管理のＩＣＴ化に向けた監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号 6

堀 哲朗（ほり てつろう）

再任　社外　独立役員

1961年10月20日生　64歳

所有する当社株式の数　1,100株
在任期間　3年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1985年 4 月　東京エレクトロン㈱入社
2001年 4 月　同社経営戦略室長
2003年 6 月　同社法務知的財産部長 兼 経営戦略室長
2013年 6 月　同社取締役 法務知財担当執行役員
2015年 6 月　同社取締役 常務執行役員 管理本部長
2016年 6 月　同社代表取締役 専務執行役員 管理本部長
2017年 6 月　同社代表取締役 専務執行役員 CFO
2018年 4 月　同社取締役 専務執行役員 特命担当
2019年 6 月　同社常務執行役員 業務改革プロジェクト サブリーダー
2022年 7 月　同社シニアアドバイザー
2022年12月　バリュー・クエスト・パートナーズ㈱ 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー、現在に至る
2023年 6 月　当社社外取締役、現在に至る
2024年 2 月　東京エレクトロン㈱ 経営戦略室 エグゼクティブアドバイザー
2025年 1 月　JSR㈱ 取締役副社長執行役員 CFO 兼 CLO
2025年 4 月　同社代表取締役 CEO 社長執行役員 兼 JSR North America Holdings, Inc. 取締役社長
2026年 4 月　同社代表取締役 CEO 社長執行役員 法務、知的財産担当 兼 JSR North America Holdings, Inc. 取締役社長、現在に至る

重要な兼職の状況

JSR㈱ 代表取締役 CEO 社長執行役員 法務、知的財産担当 兼 JSR North America Holdings, Inc. 取締役社長
バリュー・クエスト・パートナーズ㈱ 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際的な上場企業における経営者として、経営企画、法務・知財、財務・会計・ファイナンスについて豊富な知見、経験を有し、幅広い見識を当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営計画の策定および進捗状況、事業の選択と集中、成長戦略、ガバナンス強化、適正な資本配分を勘案したうえでの株主還元政策のあり方等に関し、監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号 7

岸波（きしなみ） みさわ

再任　社外　独立役員

1972年11月 4日生　53歳

所有する当社株式の数　300株
在任期間　2年
取締役会の出席状況　15回／15回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1995年 4 月　㈱日本興業銀行(現：㈱みずほ銀行)入行
2000年 8 月　ゴールドマン・サックス証券㈱入社
2012年12月　同社投資銀行部門資本市場本部 シンジケート部長
2018年12月　UBS証券㈱ 投資銀行本部 エグゼクティブ･ディレクター
2022年 6 月　㈱芝浦電子 社外取締役
2024年 6 月　当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手金融機関において、企業に対する経営戦略面からの支援を行った豊富な経験をもち、特にファイナンス・資本市場に対する幅広い知見と高度なスキルを有しており、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に経営計画の策定、適正な資本配分を勘案したうえでの成長戦略や株主還元のあり方等について、監督と助言を行っていただくことを期待しております。

候補者番号 8

堂埜（どうの） 茂（しげる）

再任　社外　独立役員

1962年 8 月15日生　63歳

所有する当社株式の数　100株
在任期間　1年
取締役会の出席状況　11回／11回（100%）

略歴、当社における地位、担当

1986年 4 月　松下電工㈱入社
2013年 4 月　パナソニック㈱ アプライアンス社キッチンアプライアンス事業部長
2015年 4 月　同社アプライアンス社常務(経営企画担当)
2017年 4 月　同社アプライアンス社常務(食品流通事業担当)
2019年 4 月　同社アプライアンス社副社長(ホームアプライアンス事業担当)
2021年10月　同社副社長 中国北東アジア社社長
2023年10月　同社取締役副社長 くらしアプライアンス社社長
2025年 6 月　当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

大手電機メーカーにおいて、事業経営の中枢を担うとともに、事業再編、M＆Aなど成長戦略の策定や具体的実行について、豊富な経験と知見を有しており、当社の経営および財務運営に反映していただくため、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、その知見を活かして、経営陣から独立した客観的な立場から、特に成長戦略の構築や経営計画の策定、適正な資本配分を勘案したうえでの株主還元のあり方等について、監督と助言を行っていただくことを期待しております。

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者 岸波みさわ氏は、2026年６月18日付をもって、ニデック㈱社外取締役(監査等委員)に就任予定であります。
３．取締役候補者 岸波みさわ氏は、2026年６月24日付をもって、五洋建設㈱社外取締役に就任予定であります。
４．取締役候補者 岸波みさわ氏は、2026年６月26日付をもって、サンケン電気㈱社外取締役に就任予定であります。
５．吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗、岸波みさわ、堂埜 茂の５氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
６．当社は、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗、岸波みさわ、堂埜 茂の５氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、各氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
７．吉丸由紀子、藤木貴子の両氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。
８．堀 哲朗氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
９．岸波みさわ氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。
10．堂埜 茂氏の当社の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
11．当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第24条において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗、岸波みさわ、堂埜 茂の５氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗、岸波みさわ、堂埜 茂の５氏の再任が承認された場合、当社は、５氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
12．当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者の任期途中に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

（ご参考）スキルマトリックス（第３号議案が原案どおり承認可決された場合）

氏　　名	地位・担当	企業経営全般	経営企画経営戦略	法務 コンプライアンス ガバナンス	財務・会計 ファイナンス	人事労務 人材開発 ダイバーシティ	ICT DX関連	ESG SDGs	国際性
西村　幸浩	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●		
猪狩　司	専務取締役(経営戦略担当)	●	●	●			●	●	
山下　隆生	常務取締役(経営管理担当)	●	●	●	●	●	●	●	
吉丸 由紀子	社外取締役	●	●	●		●		●	●
藤木　貴子	社外取締役	●	●			●	●		●
堀　哲朗	社外取締役	●	●	●	●		●		●
岸波 みさわ	社外取締役	●	●		●	●		●	●
堂埜　茂	社外取締役	●	●	●			●	●	●
小野　正也	常勤監査役			●	●				
植田　益司	社外監査役			●	●				
角石 紗恵子	社外監査役			●					

<各スキルの内容・選定理由>

スキル	内容・選定理由
企業経営全般	企業経営経験により、当社グループ経営および中長期的経営戦略全般にわたって、より広範かつ高次元な判断が可能
経営企画・経営戦略	グループ全体の成長のため、事業の選択と集中、事業ポートフォリオの変革等、適切な経営戦略の構築と、これに伴う事業再編、M&Aなどに係る知識・経験が必要
法務・コンプライアンス・ガバナンス	当社グループの統括を行ううえで、ガバナンス体制の強化と、その実践が必要不可欠であり、これに係る知見・経験が必要
財務・会計・ファイナンス	当社グループの統括を行ううえで、財務・会計に係るスキルが必要であると同時に、事業再編、M&A等を実践するうえで、ファイナンス・資本市場およびキャピタルアロケーションに関する知見・経験が必要
人事労務・人材開発・ダイバーシティ	当社グループの成長および社会的課題解決のために、人材活用に加えて、ダイバーシティの推進が重要事項であり、そのための知見・経験が必要
ＩＣＴ・ＤＸ関連	当社グループにとってＩＴインフラ流通事業の成長戦略の推進が重要であることに加えて、全事業において経営効率化のためにＩＣＴ化が必要で、ＤＸ推進は当社事業拡大のためにも率先して取組むべき課題であり、そのための知見・経験が必要
ＥＳＧ・ＳＤＧｓ	社会的課題として、当社が前向きに取組むべき課題であり、課題実行に当たっては、これらに関する知見・経験が必要
国際性	ＩＴインフラ流通事業の仕入先においてグローバル企業とタイアップしており、産業機械事業においても海外に事業場および営業拠点を展開していることから、グローバルな知見を当社グループの中期的な経営戦略構築に活かしていくことが有益

（注）上記の一覧表については、専門性や知識・経験・能力等の発揮が期待できるスキルを表示しており、各自の有するすべてのスキルを表すものではありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2025年６月27日開催の第115回定時株主総会において補欠監査役に選任されました松山元浩氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

まつやま　もとひろ
松山 元浩

社外　独立役員

1969年 1 月 8日生　57歳

所有する当社株式の数　0株

略歴、当社における地位

1996年10月　公認会計士 林光行事務所(現 シェア税理士法人) 兼 大和監査法人(現 監査法人彌榮会計社)入所
1999年11月　瑞穂監査法人(現 解散)入所
2002年 2 月　中央青山監査法人(現 解散) 大阪事務所入所
2007年 7 月　協立監査法人 大阪事務所入所
2010年10月　霞が関監査法人(現 太陽有限責任監査法人) 大阪事務所入所
2013年10月　太陽ASG有限責任監査法人(現 太陽有限責任監査法人)入所
2015年 7 月　SCS国際有限責任監査法人 代表社員
2018年 7 月　公認会計士・税理士 松山元浩事務所設立、現在に至る
2021年 7 月　あると築地有限責任監査法人入所
2022年 7 月　同法人 代表社員、現在に至る
2023年12月　日本経営管理協会 兵庫支部長、現在に至る

重要な兼職の状況

公認会計士・税理士

補欠社外監査役候補者とした理由

監査法人において長く公認会計士および税理士業務に従事し、法定監査および関連各種調査において、豊富な職務経験を有しており、加えて公認システム監査人の資格を活かしながら、業務システムに係る検証・評価や内部統制等についても、各企業に対する指導実績を豊富に有しております。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、これらの経験、知識および能力を当社の監査体制に活かし、客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としました。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．松山元浩氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．松山元浩氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、同氏は、当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しております。
４．当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、松山元浩氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
５．当社は、役員が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、松山元浩氏が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

（ご参考）　独立性の判断について

当社は、「コーポレートガバナンスガイドライン」において、以下のとおり「独立役員の独立性基準」を定めております。

独立役員の独立性基準

当社は、独立社外役員の選任にあたっては、人格・見識に優れ、専門的な見地に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能および役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方とする。

当社の定める独立性判断基準は、東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、以下のとおりとする。

＜独立性基準＞

1．現在または過去において、当社および当社の子会社または関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、執行役員その他重要な使用人となったことがないこと。
2．当社の大株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者でないこと。
3．当社グループが大株主となっている者の業務執行者でないこと。
4．当社グループとの取引金額が、当社の連結売上高の2％を超える者またはその業務執行者でないこと。
5．当社グループから役員報酬以外に、1,000万円以上の報酬を受けているコンサルタントまたは会計・法律の専門家でないこと。
6．当社グループから、当社の連結売上高の2％を超える寄付を受けている者またはその業務執行者でないこと。

以　上

事業報告 （2025年４月１日から2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな景気回復がみられましたが、円安進行に伴う物価上昇に加え、中東地域をめぐる情勢による原油価格の高騰や、米国の通商政策による影響など、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社グループは中期経営計画（2025年３月期～2027年３月期）の対象期間を「事業ポートフォリオ変革による躍進期」と位置づけ、グループ基本方針として「ホールディングス体制での成長」「“過去最高”へのチャレンジ」「ステークホルダーエンゲージメントの向上」を掲げ、中長期ビジョンである『2030 VISION』の実現における重要な挑戦期間として、引き続き企業価値の向上に取組んでおります。

当期の連結業績は、売上高１兆３千508億７千９百万円（前年同期比18.8％増）、営業利益は441億６千９百万円（前年同期比26.6％増）、経常利益は449億４千３百万円（前年同期比26.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は320億３千万円（前年同期比29.4％増）となりました。

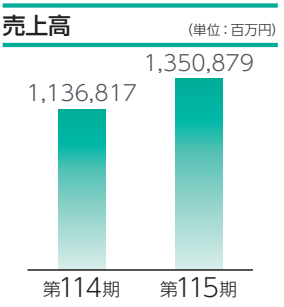

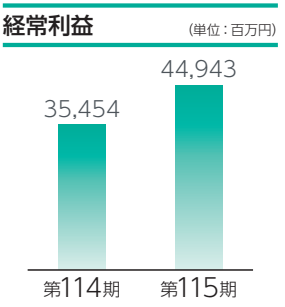

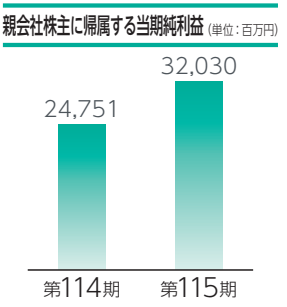

事業別の状況は次のとおりであります。

ITインフラ流通事業

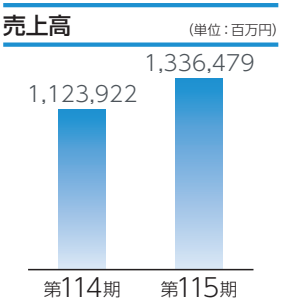

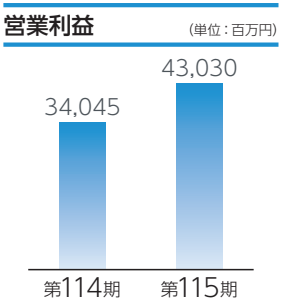

当期は、クライアントPCおよび文教向け需要を中心に、年間を通じて堅調に推移しました。

クライアントPCについては、2025年10月のWindows10サポート終了（EOS）を見据えた更新需要を多く獲得し、業績を大きく牽引しました。下期以降はEOS需要の一巡、とりわけ第４四半期には受注の落ち込みが見込まれていたものの、半導体不足を背景に先行納入を希望する顧客案件については当期中に納入を完了させたこともあり、前年と同等水準の実績を確保しました。

サーバー製品においては、前年に大型案件を獲得したことによる反動減があったものの、PC、クラウド、ネットワーク、ソフトウェアを組み合わせた複合提案の強化により、全体として前年を上回る実績を達成しました。また、サブスクリプション管理ポータル「iKAZUCHI（雷）」で提供するクラウド製品を中心に、リカーリングビジネスの強化に加え、新規テックベンダーの開拓およびオリジナルサービスの市場深耕にも注力し、業績拡大につなげました。なお、第４四半期以降は、主にAI関連のデータセンター向けに世界的な半導体需要が高まり、PCやサーバーの価格上昇や一部案件で納期調整が発生しました。

業種別で見ると、企業向けではサービス、小売、製造、医療業界を中心に需要を獲得しました。官公庁向けでは、地方公共団体向けの案件を獲得したことにより、前年同期比で売上が増加しました。文教向けでは、GIGAスクール第２期の共同調達案件において、従来から全国で展開してきたきめ細やかな営業活動が奏功し、販売パートナーおよびベンダーとの協業を深化させた結果、多くの案件を獲得し、大幅な増収につなげました。個人向け市場では、量販店およびECの両チャネルにおいてPC販売が好調に推移し、前年同期比で増収を達成しました。

以上の結果、当事業の売上高は１兆３千364億７千９百万円（前年同期比18.9％増）、営業利益は430億３千万円（前年同期比26.4％増）となりました。

産業機械事業

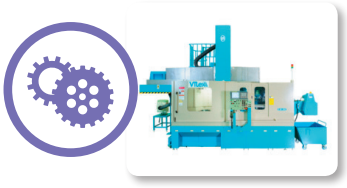

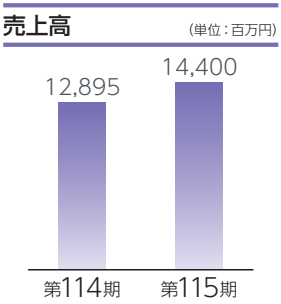

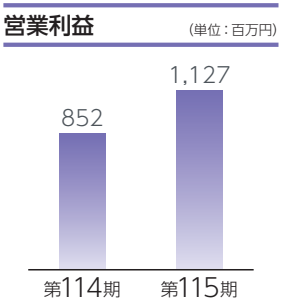

工作機械部門では、国内において好調な造船、エネルギー業界からの堅調な受注が継続したほか、主力である航空機業界も需要回復が見られ、前年同期比で受注が増加しました。売上高は、金型業界向け大型機の販売もあり、前年同期比で増加し、それに伴い営業利益も増加しました。自動機械部門では、大型案件の売上を計上したことで売上高、営業利益ともに前年同期比で増加しました。

以上の結果、当事業の売上高は144億円（前年同期比11.7％増）、営業利益は11億２千７百万円（前年同期比32.3％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当期の設備投資は、ITインフラ流通事業における業務効率化に向けた基幹システムの強化、および人員増強に伴う事業所移転に係る内装工事と什器設備の取得、産業機械事業における長岡工場の作業環境改善を中心に、投資金額は51億８百万円で、所要資金は自己資金で賄いました。

⑶ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行とコミットメントラインを締結しております。コミットメントラインの総額は133億５千万円で、当期末の実行残高はありません。

⑷ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第112期 (2023年３月期)	第113期 (2024年３月期)	第114期 (2025年３月期)	第115期 (当連結会計年度) (2026年３月期)
売　上　高 (百万円)	903,918	967,760	1,136,817	1,350,879
経　常　利　益 (百万円)	28,608	31,431	35,454	44,943
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,059	4,283	24,751	32,030
１株当たり当期純利益	202円79銭	45円82銭	271円37銭	362円07銭
総　資　産 (百万円)	406,688	405,256	440,122	462,072
純　資　産 (百万円)	143,961	142,133	152,310	169,829
１株当たり純資産額	1,529円95銭	1,518円56銭	1,693円24銭	1,954円00銭

(注) １．１株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づき、１株当たり純資産額は自己株式数控除後の期末発行済株式数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第112期より「役員報酬ＢＩＰ信託」を導入し、当該信託が保有する当社株式を自己株式に含めてそれぞれ算出しております。
２．2024年３月27日付で大和紡績株式会社の発行済株式の85.0％を株式会社アスパラントグループＳＰＣ11号に譲渡しております。

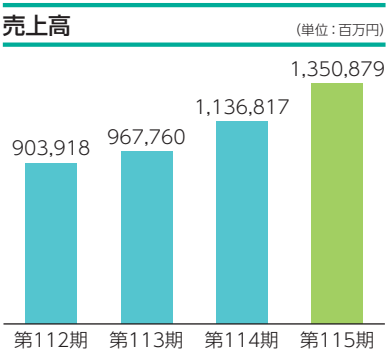

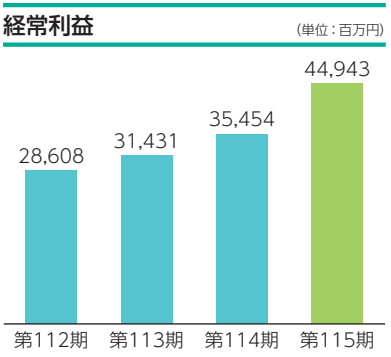

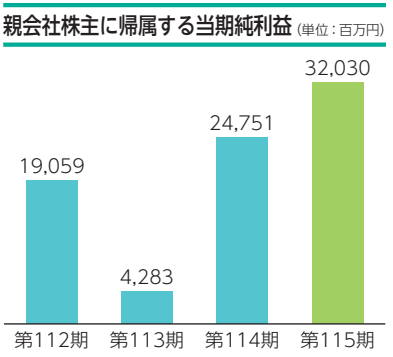

⑸ 対処すべき課題

今後の経済見通しについては、引き続き雇用情勢や所得環境の改善を背景に緩やかな景気回復が続くことが期待されますが、円安進行や地政学リスクに伴う資源・エネルギー価格の高止まり、米国の通商政策による影響、AI需要急増による半導体メモリ価格の高騰など、当面は不透明な状況が続くことが見込まれます。

こうした中、当社グループは、中期経営計画（2025年３月期～2027年３月期）の対象期間を「事業ポートフォリオ変革による躍進期」と捉え、グループ基本方針として「ホールディングス体制での成長」「“過去最高”へのチャレンジ」「ステークホルダーエンゲージメントの向上」を掲げ、事業ポートフォリオ変革を追求する経営により、2030年までの成長スピードを段階的に加速させていくよう取組んでまいります。

事業別の施策といたしましては、ITインフラ流通事業においては、クライアントPC市場でのWindows10更新需要の反動減による一時的な需要停滞が見込まれますが、国内IT市場全体としては、DX推進やクラウド活用、セキュリティ投資を背景に引き続き成長が期待されています。

このような中、PC本体だけでなく、ネットワークやセキュリティ、ソフトウェアと合わせた複合提案へと営業活動の軸足を移し、AIやクラウドビジネスといった成長領域への深化等、持続的成長に向けて戦略的に取組んでまいります。

一方で、世界的なメモリ価格の高騰など部材調達を取り巻く環境の不透明さは継続しており、価格への影響が懸念されています。こうした状況に対しては、ベンダー各社との連携を一層強化し、情報の早期把握と需給調整を行うことで、商品を安定的かつ確実に市場へ供給できる体制を維持してまいります。あわせて、中期経営計画最終年度として計画達成を見据え、環境変化に柔軟に対応しながら営業力の強化を進めてまいります。

産業機械事業においては、工作機械部門では、戦略的かつ計画的な在庫販売戦略強化を推し進めるとともに、オーバーホールやメンテナンス等のサービス販売の強化を推し進め需要の取込みを図ってまいります。また、航空機、エネルギー業界に向けた高精度立旋盤の開発を進めます。自動機械部門では、受注案件におけるリスク評価の精度を上げることで生産の効率化、標準化を目指します。また、業界・ユーザーのニーズに即した提案活動を継続し、受注・売上の確保・増加に取組んでまいります。

◎中長期ビジョン『2030 VISION』

『2030 VISION』において当社が描くエクイティストーリーは、IT分野を軸に新たな事業領域へ経営資源を投入し、バリューチェーンのさらなる発展につながるグループ体制を構築するというものです。また、2030年のあるべき姿として、社会に求められる事業モデルを創造する「なくてはならない企業グループ」となること、ディストリビューションを不動のコアに、IT市場全体を“つなぐ”All-in-One Solution Companyとなること、そして2030年度（2031年３月期）に連結営業利益500億円を目指すことを目標に掲げております。引き続き、既存事業の成長を追求するとともに、新規事業を創出することで、グループ全体のさらなる発展を目指してまいります。

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最重要課題の一つとして認識しております。グループ各社との連携のもと、内部統制機能の一段の強化と、より最適なガバナンス体制の確立に努め、株主の皆様をはじめステークホルダーとの良好な信頼関係を保ちながら、サステナビリティ活動の充実など、なお一層の自己変革に取組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様には、引き続きより一層のご支援とご理解を賜りますよう、お願い申しあげます。

⑹ 重要な子会社の状況 （2026年３月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
ダイワボウ情報システム株式会社	11,813	100.0	情報処理機器・通信機器の販売
株式会社オーエム製作所	1,660	100.0	工作機械の製造、販売
ディーアイエスサービス＆ソリューション株式会社	50	100.0	システムおよびＩＴ機器の導入、運用、障害復旧支援、倉庫業
アルファテック・ソリューションズ株式会社	1,000	100.0	ＩＴインフラおよび情報系アプリケーションシステムの企画・設計、開発・構築、導入・展開、保守・運用
株式会社オーエム機械	100	100.0	自動機械の製造、販売

（注）１．資本金は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
２．ディーアイエスサービス＆ソリューション株式会社およびアルファテック・ソリューションズ株式会社の議決権比率は、ダイワボウ情報システム株式会社の所有に係る間接保有であります。
３．株式会社オーエム機械の議決権比率は、株式会社オーエム製作所の所有に係る間接保有であります。
４．蘇州大和針織服装有限公司は、2025年６月12日付で清算結了いたしました。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪市北区中之島３丁目２番４号	42,736百万円	112,126百万円

⑺ 主要な事業内容 （2026年３月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
ＩＴインフラ流通事業	コンピュータ機器および周辺機器の販売等
産業機械事業	生産設備用機械製品、鋳物製品の製造販売業

⑻ 主要な営業所および工場 （2026年３月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪市

② 子会社

名称	事業所名	所在地	主要製品
ダイワボウ情報システム株式会社	本社	大阪市	
	東京本社	東京都港区	
	支店・営業所	全国101拠点	
株式会社オーエム製作所	本社	大阪市	
	東京支店	東京都台東区	
	長岡工場	新潟県長岡市	工作機械
ディーアイエスサービス＆ソリューション株式会社	本社	大阪市	
	東京大井町事業所	東京都品川区	
	関東吉見事業所	埼玉県比企郡	
	関西神戸事業所	兵庫県神戸市	
アルファテック・ソリューションズ株式会社	本社	東京都品川区	
	新大阪オフィス	大阪市	
株式会社オーエム機械	本社	東京都台東区	
	大阪支店	大阪市	
	宍道工場	島根県松江市	自動機械

（注）蘇州大和針織服装有限公司は、2025年６月12日付で清算結了いたしました。

⑼ 従業員の状況 （2026年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減数
3,072名	144名増

（注）上記には嘱託社員を含めております。

⑽ **主要な借入先**（2026年３月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社山陰合同銀行	2,420
兵庫県信用農業協同組合連合会	1,930
株式会社常陽銀行	1,470
株式会社紀陽銀行	1,410
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,400

２．会社の株式に関する事項（2026年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 200,000,000株
⑵ **発行済株式の総数** 88,479,028株
⑶ **株主数** 11,020名
⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,444	14.27
ＪＰ ＭＯＲＧＡＮ ＣＨＡＳＥ ＢＡＮＫ ３８００５５	3,855	4.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,839	4.40
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	3,532	4.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY ５０５００１	3,342	3.83
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,080	3.53
ダイワボウ従業員持株会	2,894	3.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY ５０５２２３	1,944	2.23
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY ５０５１０３	1,647	1.89
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND	1,286	1.48

（注）１．当社は、自己株式を1,288,035株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式(1,288,035株)を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役　(2026年３月31日現在)

地位	氏名	性別	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村 幸浩	男性	ダイワボウ情報システム㈱ 監査役 ㈱オーエム製作所 監査役
専務取締役	猪狩 司	男性	経営戦略担当 ダイワボウ情報システム㈱ 監査役 ㈱オーエム製作所 監査役
常務取締役	山下 隆生	男性	経営管理担当 兼 ウェルビーイング推進室長 ダイワボウ情報システム㈱ 取締役 ㈱オーエム製作所 取締役
取締役	吉丸由紀子	女性	積水ハウス㈱ 社外取締役 ㈱ニチレイ 社外取締役
取締役	藤木貴子	女性	グーグル(同) 上級執行役員 マネジングディレクター
取締役	堀 哲朗	男性	JSR㈱ 代表取締役 CEO 社長執行役員 兼 JSR North America Holdings, Inc. 取締役社長 バリュー・クエスト・パートナーズ㈱ 管理統括 兼 法務・知財アドバイザー
取締役	岸波みさわ	女性	
取締役	堂埜 茂	男性	
常勤監査役	小野正也	男性	
監査役	植田益司	男性	公認会計士・税理士 ㈱キャピタル・アセット・プランニング 社外監査役
監査役	角石紗恵子	女性	弁護士

(注) １．中村一幸氏は、2025年６月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
２．取締役 吉丸由紀子、藤木貴子、堀 哲朗、岸波みさわ、堂埜 茂の５氏は、社外取締役であります。
３．取締役 岸波みさわ氏は、2025年６月16日付で株式会社芝浦電子社外取締役を退任されております。
４．監査役 植田益司氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役 植田益司、角石紗恵子の両氏は、社外監査役であります。
６．当社は、全ての社外取締役および社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当社は、全ての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。
８．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社の主要な子会社の取締役・監査役であり、全ての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

⑵ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員数（人）
		基本報酬	業績連動型金銭報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	334 (48)	199 (48)	83 (－)	52 (－)	9 (6)
監査役 (うち社外監査役)	34 (14)	34 (14)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計	368 (63)	233 (63)	83 (－)	52 (－)	12 (8)

（注）1．上記には、2025年６月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役１名を含めております。
2．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．上記の業績連動型株式報酬の総額は、取締役（社外取締役を除く）に対する「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型報酬は、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬より構成されております。

業績連動型金銭報酬は、指標として連結売上高、連結営業利益の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算出された額を毎年一定の時期に支給することとしております。

業績連動型株式報酬は、当社が当社取締役に対する報酬の原資と、主要子会社の取締役の報酬の原資となる金銭とを合わせて信託（以下「本信託」という。）を設定し、本信託が信託された金銭を原資として取得した当社株式を、本信託を通じて対象取締役に当社株式および換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）を行うインセンティブプランです。本制度の対象となる期間は、2025年３月31日で終了する事業年度から2027年３月31日で終了する事業年度までの連続する３事業年度（信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に合わせて各３事業年度とし、以降同様の期間で継続する予定。）とし、各事業年度に役位および業績達成度に応じて一定のポイントを対象取締役に付与のうえ累積し、対象取締役が退任する際に、累積されたポイント数に基づいて対象取締役に交付等する当社株式等を算出しております。

業績連動型株式報酬は、業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は概ね株式報酬総額の30％に設定します。業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70％に設定し、指標として連結売上高、連結営業利益の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき100％～0％の範囲内にて算定いたします。

業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の算定方法につき、指標として連結業績を用いる理由は、当社は純粋持株会社であり、当社取締役は当社連結子会社を含むグループ全体の業績を向上させる役割を担っており、連結業績により評価することが適当と考えるからであります。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、基本報酬（固定報酬）と業績連動型金銭報酬については、合わせて年額５億円以

内（うち社外取締役分は年額9,000万円以内）、業績連動型株式報酬については１事業年度当たりの拠出する金員の上限額は9,600万円、当社の取締役に交付が行われる当社の株式数の上限は１事業年度当たり34,000ポイント（１ポイントは当社普通株式１株）とすることで、2024年６月27日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち、社外取締役は５名）です。

当社監査役の報酬額は、年額5,760万円以内とすることで2020年６月26日開催の当社定時株主総会にて決議、承認されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

④　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

A．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）につき2024年5月9日開催の取締役会において一部改定する決議をいたしました。

B．決定方針の内容の概要

⑴　基本方針

当社の取締役の報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値増大に対するインセンティブを高めることならびに優秀な人材を獲得・保持できる報酬水準を維持し、かつ透明性・客観性が高いものであることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬については、上記基本方針に則り、(Ⅰ)基本報酬（固定報酬）、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬により構成する。

社外取締役の報酬については、客観的、独立的立場から経営に対して監督および助言を行うという役割に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみとする。

取締役会は代表取締役社長と社外取締役の計３名以上で構成する報酬委員会を設置し、報酬委員会は取締役会に対して、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に関する答申・提言を行うものとする。

⑵　基本報酬（固定報酬）の個人別の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬（固定報酬）は、各取締役の役位、職責に応じた額とし、金銭による固定報酬として毎月支給する。

報酬水準については、経済・社会情勢、当社の経営環境・業績を踏まえるとともに、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、毎年、役位ごとの報酬水準が上記基本方針に則っているかを検証のうえ、取締役会における代表取締役社長一任決議を経て、代表取締役社長が決定することとする。

⑶　業績連動型金銭報酬ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動型金銭報酬は、毎年、一定の時期に支給する。

指標として連結売上高、連結営業利益の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき算定する。

業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度や中長期の企業価値向上に連動する報酬として、退任時に株式を支給するものとし、その内容は業績非連動部分と業績連動部分にて構成され、業績非連動部分は

概ね株式報酬総額の30％に設定する。
業績連動部分は最高額を概ね株式報酬総額の70％に設定する。指標として連結売上高、連結営業利益の目標値に対する達成度合等を定め、前事業年度の業績に基づき100％～0％の範囲内にて算定する。
業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等の決定に際しては、報酬委員会において検討のうえ取締役会に答申・提言を行うものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って決定することとする。

⑷ 基本報酬（固定報酬）の額、業績連動型金銭報酬の額または業績連動型株式報酬の額等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
業務執行取締役の種類別の報酬割合については、(Ⅰ)基本報酬（固定報酬）、(Ⅱ)業績連動型金銭報酬、(Ⅲ)業績連動型株式報酬の割合を、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬がいずれも最高額の場合、概ね50対35対15と設定し、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を参考にして、取締役会において決定することとする。

⑸ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定ならびに、業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関する原案策定とする。
当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型金銭報酬および業績連動型株式報酬の額等を決定することとする。

C．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して策定された原案について、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
2025年６月27日開催の取締役会にて代表取締役社長 西村幸浩氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。権限の内容は、各取締役の基本報酬（固定報酬）の額の決定および業績連動型報酬の評価に関する原案策定となり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。当該権限が適切に行使されるよう、上記の委任を受けた代表取締役社長は業績連動型報酬における業務執行取締役の評価に関して原案を策定し、取締役会は報酬委員会に諮問のうえ答申・提言を得るものとし、取締役会は当該答申・提言の内容に従って業績連動型報酬の額等を決定することとしております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役 吉丸 由紀子氏は、積水ハウス㈱、㈱ニチレイの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 藤木 貴子氏は、グーグル(同)の上級執行役員 マネジングディレクターであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役 堀 哲朗氏は、JSR㈱の代表取締役 CEO 社長執行役員 兼 JSR North America Holdings, Inc. 取締役社長、バリュー・クエスト・パートナーズ㈱の管理統括 兼 法務・知財アドバイザーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役 植田 益司氏は、㈱キャピタル・アセット・プランニングの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏　名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	吉丸由紀子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、上場会社の社外取締役としてガバナンス強化への取組みを行っていること等により培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 15回/15回（100%）
	藤木貴子	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にＩＣＴ業界において世界的に大きな地位を占める企業において培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 15回/15回（100%）
	堀　哲朗	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に国際的な上場企業における経営者としての豊富な経験とともに、経営企画・経営戦略、法務・知財、財務・会計・ファイナンスについて豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 15回/15回（100%）

	氏　名	主な活動状況および 期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況
社外取締役	岸 波 み さ わ	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に大手金融機関における経営者としての豊富な経験とともに、経営企画・経営戦略、財務・会計・ファイナンスについて豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 15回/15回（100%）
	堂　埜　　茂	主に経営的な見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に大手電機メーカーにおける経営者としての豊富な経験とともに、経営企画・経営戦略、事業再編、M&Aなど成長戦略の策定や具体的実行について豊富な経験および幅広い見識に基づき監督、助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会 11回/11回（100%）
	氏　名	主な活動状況	出席状況
社外監査役	植　田　益　司	公認会計士・税理士であり財務・会計の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 15回/15回（100%） 監査役会 15回/15回（100%）
	角 石 紗 恵 子	弁護士であり法律の専門家として培われた豊富な経験および幅広い見識に基づき、独立的な立場から意見を述べるなど、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。	取締役会 15回/15回（100%） 監査役会 15回/15回（100%）

4．会計監査人に関する事項

⑴ **会計監査人の名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **会計監査人の報酬等の額**

区　　分	支 払 額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	126

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム構築に関する基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

⑴ 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、法令遵守および企業倫理の浸透をグループ会社の取締役および使用人に徹底するため、「グループ企業行動憲章」を制定し、関連する法令の周知および社内規則・マニュアルの整備と従業員教育に努める。

② 内部監査部門である監査室が、各部門における業務執行の法令・定款との適合性を監査する一方、「リスク管理規則」を整備し、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」の設置により、当社グループ内の法令遵守および企業倫理の取組みを横断的に推進・統括する。

③ 法令上疑義のある行為等について、従業員が情報提供を行う手段として法務コンプライアンス室が所管する「ダイワボウ・ヘルプライン」を設置・運営することにより、問題を未然に防止するよう努める。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 「文書取扱規程」の整備により、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。

② 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

⑶ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理マニュアル」を整備し、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクの３つの体系に区分することで、各部門が共通リスクの認識と管理手法を共有し、マネジメント機能の強化を図る。また、「危機管理マニュアル」の整備により甚大な損失の及ぼす影響の極小化と再発防止に努める。

② 当社グループ内のリスク管理の取組みを横断的に統括、推進するため、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、新たに発生した各種リスクについて、同委員会において速やかに対処方針を決定し、リスク管理体制の実効性を確保する。

⑷ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、純粋持株会社として、取締役会の機能をグループ戦略の立案、業務執行の監督に特化し、グループ会社の取締役にはそのグループ戦略に基づいた業務の執行と責任を担わせ、担当区分を明確にすることにより、経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図り、効率的で機動的な経営体制を構築する。

② 当社グループは、中期経営３カ年計画および年度事業計画を策定し、毎月の取締役会において、ITを活用した管理会計システムに基づき、月次レビューと改善策の提案により、業績管理を徹底する。

③ 経営に重大な影響を及ぼす事項は、経営戦略会議等において審議するとともに、当社およびグループ会社の取締役は、グループ戦略方針に立脚した具体的施策と業務規程に基づく業務遂行体制を決定する。

⑸ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社をカテゴリー別に区分し、基本的権限を定めた「グループ経営管理規程」を整備し、グループの全体最適性を最優先課題とした業務運営の適正な管理を実践する。

② グループ会社は自ら業務運営の適正管理を実践するとともに、当社はそれらを監督する取締役を任命し、法令および定款の遵守とリスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社の各スタッフ部門はこれらを機能横断的に支援する。

⑹ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は必要に応じ、監査室に属する使用人に対し、監査役の職務の補助を命じることができる。
② 監査室に属する使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑺ 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人は、取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況と、次に定める事項について監査役に対して随時報告する。
A 会社の信用を大きく低下させるおそれのある事項
B 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
C 重大な法令・定款違反その他重要な事項
② 当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人が、前号に定める事項に関する事実を発見した場合は、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、監査役に報告する。
③ 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人に報告を求めることができ、当該取締役・監査役・使用人はこれに応じる。

⑻ 当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に則り、報告者に対する解雇その他の不利益取扱いを禁止する。

⑼ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑽ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、取締役会等の重要な会議には出席して、独立した立場で発言する。また、グループ会社の各部門にも出向いて業務執行を監査する。
② 監査役は、会計監査人と定期的な業務監査を行うほか緊密な連携を保つこととする。また、代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を開催する。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴　当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

・法令遵守の基本となる「グループ企業行動憲章」をはじめ、当社の存在意義である「パーパス」などをまとめた「グループ理念体系」の運用は、ＥＳＧ推進委員会およびリスク管理委員会における活動により実施されるとともに、社内イントラネットへの掲載や教育等を通じて、全役職員に対して周知徹底を行っております。これらの活動は取締役会に適宜報告、管理監督されています。

・リスク管理の取組みを横断的に統括、推進するリスク管理委員会（グループ委員会）を３か月に１回開催し、グループにおけるコンプライアンス体制の維持・管理、コンプライアンス意識の普及・啓発に取組んでおります。

・財務報告に係る内部統制については、財務諸表の適正かつ適時の開示のために、担当部署が法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示しております。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施を行い、連結ベースで有効性確保のための取組みをすすめています。

・コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況について、リスク管理委員会において報告するとともに、リスク発生の早期発見、未然防止を図るために、全従業員向けの教育を通じて「ダイワボウ・ヘルプライン」の認知度と利用率向上を図っております。

⑵　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、情報セキュリティを確保しつつ文書等を保存・管理し、閲覧できる体制を構築しております。

・グループ各社において稟議システム、経費処理システムなど、業務処理のための各種システムを構築し、決裁プロセスの可視化と取扱う文書を電磁的に保存することをすすめております。

・電磁的に保存された文書類については、取締役、監査役が容易に検索、閲覧が可能となるよう、システム化をすすめております。

・サイバー攻撃への対応としてグループの「情報セキュリティポリシー」と、グループ各社毎のポリシーに基づき、その事業内容に応じた情報セキュリティ対策を整備しております。具体的には外部からの不正侵入を防ぐ「入口対策」と外部への情報流出を防ぐ「出口対策」などの物理的、技術的な対策、仮想の不審メール送付による訓練、サイバーインシデント発生の疑いがある場合の連絡体制などを定めた緊急時対応計画の策定、全従業員向けの情報セキュリティ教育の実施など人的・組織的な対策を組み合わせた各種対策を講じています。

⑶　当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理マニュアル」に基づき、経営リスク、業務リスク、環境・安全・品質リスクについて、各所管部門がリスク管理委員会事務局と協議、検討のうえ取りまとめた重要なリスクにつき、低減活動をすすめるため、対応策を検討、実施、その有効性をリスク管理委員会にて定期的にモニタリングし、改善すべき事項や課題を必要に応じて追加の対応策を選定、実施するなどPDCAサイクルをまわすことで実効性を高めております。

・リスク管理委員会に相当する委員会を当社と重要なグループ会社毎において３か月に１回開催（各社委員会）しており、グループ委員会が各社委員会の議論と活動を取りまとめることでグループ全体のリスク管理を統括しております。

⑷ **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

・取締役会を毎月開催し、業績の進捗状況を確認するとともにグループ各社の経営問題等について議論しております。
・取締役会において審議される事項については、事前にグループ各社の取締役会や経営会議において審議しております。
・事業ポートフォリオ最適化など、中長期の企業価値向上に向けた議論の時間を拡充するため、取締役会の審議項目の見直しや、執行側における報告内容の充実を図るなど、取締役会運営の改善策を継続的に実施しております。

⑸ **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

・「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社をカテゴリー別に区分し、取締役会においてグループ各社に関する重要事項について審議・決定するなど、グループ各社の業務執行を管理しております。
・グループの現状に即して、「グループ経営管理規程」の対象となる会社の範囲や、管理対象の事項を適宜見直すなど、グループガバナンスのあり方について継続的な改善を図っております。

⑹ **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

・監査役が、監査室に所属する使用人に対し職務の補助を命じた場合は、使用人は取締役の指揮命令は受けないこととしております。

⑺ **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、当社の取締役・使用人およびグループ会社の取締役・監査役・使用人からの報告を受けております。
・監査役は、コンプライアンス相談窓口である「ダイワボウ・ヘルプライン」の運用状況につき、「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、窓口担当部署より報告を受けるとともに、出席するリスク管理委員会においても報告を受けております。

⑻ **当社の取締役・使用人および子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

・「ダイワボウ・ヘルプライン運用規程」に基づき、報告者の保護を行っております。
・グループ全従業員向け教育を通じて「ダイワボウ・ヘルプライン」の認知度と利用率向上を図るとともに、報告者保護の徹底を図っております。

⑼ **当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

・監査役が職務の執行について生ずる費用または債務について請求したときは、職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

⑽ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

・監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、代表取締役社長や業務執行取締役と内部統制システムやガバナンス強化を図るべく定期的に意見交換を行っております。
・監査役は、会計監査人と定期的にコミュニケーションを図り、会計監査人からの報告（監査計画に基づく監査の進捗・経過、監査上の主要な検討事項、監査結果）や協議にて、監査の妥当性を確保するとともに、グループ会社の常勤監査役とも適時意見交換の機会を設けて、監査役監査の実効性の向上を図るなど、グループガバナンスの強化を下支えしております。

7．会社の支配に関する基本方針

⑴　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の皆様の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではありません。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、資本市場における株式の大規模買付提案のなかには、その目的等からみて、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主の皆様が最終的に判断されるために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

そのような提案に対して、当社取締役会といたしましては、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えております。

⑵　基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、すなわち企業価値向上および株主共同の利益のために、次の取組みを実施しております。

①　経営体制の改革

当社は、1941年に紡績会社の４社合併により大和紡績株式会社として設立されましたが、純粋持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してまいりました。

2024年には、事業ポートフォリオについて「ベストオーナーか」「持続的な価値創出が可能か」という２つの観点から検証を行い、繊維事業の事業価値最大化を図るため、繊維事業の独立化を実行いたしました。

独立化にあわせ、すべてのステークホルダーにとって「なくてはならない企業グループ」であり続けることを目標に、2023年に制定した「私たちの存在意義」であるパーパス「バリューチェーンで人をつなぐ、社会をつなぐ、未来へつなぐ」を体現化すべく、「私たちの価値観」として、「パートナーシップ」「多様性と尊重」「感謝と熱意」「誠実と公正」「価値創造への挑戦」という５つの構成要素を選定、これまでのグループ理念体系を刷新し、従業員への浸透を図っております。

この新たな理念体系を礎に、それぞれの事業領域で独自の強みを発揮する企業グループの純粋持株会社として、企業価値最大化に向けた事業ポートフォリオマネジメントを推し進めるとともに、各事業会社の権限と責任を明確にしながら、グループ戦略の立案と経営資源の最適配分により一体感を醸成し、意思決定の迅速化とガバナンス強化に取組んでおります。

②　中期経営計画

当社は、2024年４月１日から中期経営計画（2025年３月期～2027年３月期）をスタートさせました。本計画の対象期間を『2030 VISION』の実現における重要な挑戦期間と考え、グループ基本方針として「ホールディングス体制での成長」「“過去最高”へのチャレンジ」「ステークホルダーエンゲージメントの向上」を掲げ、事業ポートフォリオ変革を追求する経営により企業成長スピードを段階的に加速させて、企業価値向上に努めてまいります。

⑶ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時適切な開示を行い、株主の皆様の検討時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

なお、当社は、2009年６月26日開催の第99回定時株主総会で「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を承認いただき、その後の定時株主総会で二度にわたり継続導入を承認いただいておりましたが、2018年６月28日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しております。

⑷ 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

上記⑵および⑶で述べた取組みは、当社の企業価値を継続的かつ持続的に向上させるための具体的な方策として策定されたものであり、上記⑴の会社の支配に関する基本方針および株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表 (2026年 3 月31日現在)

資産の部	百万円
流動資産	**426,508**
現金及び預金	45,152
受取手形及び売掛金	274,766
電子記録債権	27,706
商品及び製品	58,720
仕掛品	3,255
原材料及び貯蔵品	165
その他	16,784
貸倒引当金	△41
固定資産	**35,564**
有形固定資産	**12,555**
建物及び構築物	5,433
機械装置及び運搬具	1,434
土地	3,990
その他	1,695
無形固定資産	**6,351**
のれん	1,051
顧客関連資産	812
その他	4,488
投資その他の資産	**16,657**
投資有価証券	11,908
退職給付に係る資産	8
破産更生債権等	43
繰延税金資産	1,248
その他	3,491
貸倒引当金	△43
資産合計	**462,072**

負債の部	百万円
流動負債	**278,035**
支払手形及び買掛金	234,698
短期借入金	10,904
未払法人税等	7,472
賞与引当金	2,868
役員賞与引当金	333
製品保証引当金	121
その他	21,635
固定負債	**14,208**
長期借入金	7,465
繰延税金負債	2,348
役員株式給付引当金	404
退職給付に係る負債	267
預り保証金	3,077
その他	644
負債合計	**292,243**
純資産の部	
株主資本	**162,538**
資本金	**21,696**
資本剰余金	**7,941**
利益剰余金	**137,189**
自己株式	**△4,288**
その他の包括利益累計額	**7,290**
その他有価証券評価差額金	**5,806**
繰延ヘッジ損益	**190**
為替換算調整勘定	**84**
退職給付に係る調整累計額	**1,209**
純資産合計	**169,829**
負債、純資産合計	**462,072**

連結損益計算書 (2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで)

			百万円
売上高			**1,350,879**
売上原価			**1,256,251**
売上総利益			**94,628**
販売費及び一般管理費			**50,458**
営業利益			**44,169**
営業外収益			
受取利息		50	
受取配当金		322	
販売支援金		1,007	
その他		76	**1,456**
営業外費用			
支払利息		311	
金融手数料		179	
固定資産除売却損		82	
その他		107	**682**
経常利益			**44,943**
特別利益			
関係会社清算益		270	**270**
特別損失			
投資有価証券売却損		489	
減損損失		37	
その他		13	**540**
税金等調整前当期純利益			**44,674**
法人税、住民税及び事業税		12,737	
法人税等調整額		△94	**12,643**
当期純利益			**32,030**
非支配株主に帰属する当期純損失			**0**
親会社株主に帰属する当期純利益			**32,030**

貸借対照表 (2026年 3 月31日現在)

資産の部	百万円
流動資産	**46,183**
現金及び預金	44,074
前払費用	4
未収入金	174
その他	1,930
固定資産	**65,943**
有形固定資産	**283**
建物	142
車両運搬具	19
工具器具及び備品	121
投資その他の資産	**65,659**
投資有価証券	7,367
関係会社株式	58,019
出資金	0
その他	271
資産合計	**112,126**

負債の部	百万円
流動負債	**18,978**
短期借入金	18,530
未払金	138
未払費用	19
未払法人税等	79
未払消費税等	29
預り金	10
賞与引当金	70
役員賞与引当金	99
固定負債	**9,556**
長期借入金	7,465
繰延税金負債	1,748
退職給付引当金	175
役員株式給付引当金	114
その他	53
負債合計	**28,534**
純資産の部	
株主資本	**79,776**
資本金	**21,696**
資本剰余金	**8,591**
資本準備金	8,591
利益剰余金	**53,777**
利益準備金	274
その他利益剰余金	53,503
繰越利益剰余金	53,503
自己株式	**△4,288**
評価・換算差額等	**3,815**
その他有価証券評価差額金	**3,815**
純資産合計	**83,592**
負債、純資産合計	**112,126**

損益計算書 (2025年 4 月 1 日から2026年 3 月31日まで)

		百万円
営業収益		**32,352**
営業費用		**1,953**
営業利益		**30,398**
営業外収益		
受取利息及び配当金	460	
その他	33	**494**
営業外費用		
支払利息	276	
その他	82	**359**
経常利益		**30,533**
特別利益		
関係会社清算益	618	**618**
特別損失		
投資有価証券売却損	489	
その他	0	**489**
税引前当期純利益		**30,662**
法人税、住民税及び事業税	5	**5**
当期純利益		**30,657**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　守谷義広

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　葉山良一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

ダイワボウホールディングス株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守谷義広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	葉山良一

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダイワボウホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第115期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

ダイワボウホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　小野正也 ㊞

社外監査役　植田益司 ㊞

社外監査役　角石紗恵子 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内略図

会　場

オービック御堂筋ビル２階　オービックホール

大阪市中央区平野町４丁目２番３号

会場は、バリアフリーとなっておりますが、お手伝いが必要な株主様は当社スタッフにお声掛けください。

最寄駅

大阪メトロ御堂筋線「淀屋橋」駅：徒歩約３分

大阪メトロ御堂筋線・中央線「本町」駅：徒歩約５分

※２番出口は閉鎖中のためご注意ください。

京阪電車　京阪本線「淀屋橋」駅：徒歩約７分

アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT